

長建協発第436号
平成26年12月17日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、全建を通じ厚生労働省労働基準局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、留意事項として、平成25年度までは通達に改正指針の全体事項と改正事項の両方が示されていましたが、今回の通達以降は、指針の改正に当たっては改正事項のみが示され、指針の全体的事項については、これまでに発出した各通達の内容を取りまとめた上で別途通達を発出されるとのことです。

また、この指針に関するパンフレットの印刷物は作成されず、12月中旬頃より厚生労働省の下記ウェブサイトに掲載される予定ですので、ご活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>